

長野県地球温暖化対策条例における環境エネルギー性能等 検討制度に関する書面の提出に御協力をお願いします。

長野県地球温暖化対策条例に基づく環境エネルギー性能及び自然エネルギー導入検討制度が、住宅を含む全ての新築建築物について平成27年7月1日から施行され、建築主は建築物を新築しようとする場合は、当該建築物の環境エネルギー性能及び自然エネルギー導入について、検討することが義務付けられております。

つきましては、この検討義務の履行状況を確認したいので、当該検討義務に関する書面の写しを、下記のとおり特定行政庁（所管行政庁）の窓口に提出いただきますよう、御協力をお願いします。

記

1 御提出いただきたい書面

(1) 検討に利用した環境エネルギー性能評価指標による評価書又は結果表の写し

①CASBEE 新築（非住宅用） 【様式例 参考(1)－①】

CASBEE 戸建（戸建住宅用）

②Qpex（木造在来住宅用） 【様式例 参考(1)－②】

③エネルギーパス（住宅用） 【様式例 参考(1)－③】

④一次エネルギー消費算定プログラム（住宅用） 【様式例 参考(1)－④】

⑤一次エネルギー消費算定プログラム（建築物用）

一次エネルギー消費算定プログラム（モデル建物法）【様式例 参考(1)－⑤】

(2) 自然エネルギー導入に関する検討結果及びチェックシートの写し

実際に採用した場合は、自然エネルギー設備等の概要の写しも添付

【様式例 参考(2)－①、(2)－②】

2 御提出をいただく対象及び時期

① 300㎡未満の新築（建替えによる改築含む。）の戸建住宅（併用住宅含む。）

提出時期：建築確認申請における確認済証交付時まで

② 300㎡以上 2,000㎡未満の新築（建替えによる改築含む。）の建築物

提出時期：省エネルギー法届出における通知書交付時まで

(お問い合わせ先)

長野県 ○○地方事務所（商工観光）建築課（担当： ）

電話：

E-mail @pref.nagano.lg.jp